



# 佐賀県公報

平成19年  
6月11日  
(月曜日)  
第 12915号

## 目 次 告 示

(◎印は、県例規集に登載するもの)

- 青少年に有害な図書等の指定
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の所在地の変更

(三二二一・こども課) 一

(三二二二・障害福祉課) 二

二

- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の指定
- 障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関の所在地の変更

(三二二三・こども課) 一

二

二

## 公 告

- 平成十九年度職業訓練指導員試験の実施
- 開発行為に関する工事の完了

(雇用労働課)  
(まちづくり推進課)

三

六

## ○ 告 示

### ● 佐賀県告示第三百二十一号

佐賀県青少年健全育成条例（昭和五十二年佐賀県条例第二十四号）第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十九年六月十一日

佐賀県知事 古川康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	19-49	That's DAN 2007 Vol.94 7月号	メディア・クライス株	04117-07	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
"	19-50	MAZi ! 【マジ !】 Vol.40 7月号	ミリオン出版株	18275-7	
"	19-51	バカ ! H バーニング 7月号	マイウェイ出版株	17423-7	
"	19-52	別冊 Street SUGAR Street SUGAR 7月号増刊	株サン出版	04168-07 ①7/19	
"	19-53	DVD マグナム Vol.4 コミック乱 7月号増刊	株リイド社	13828-07 ①7/19	
"	19-54	レディース・コミック [微熱] 7月号	株セブン新社	09663-07	
"	19-55	漫画 ばんがいち 7月号	株コアマガジン	18295-07	
"	19-56	コミック まるるまん 本当にあったHな話 7月号	株ぶんか社	13701-7	
	19-57	華漫 COMIC 快楽天 Vol.19 Yha ! Hip&Lip ! 7月号増刊	株ワニマガジン社	08878-7 ①-2007-7/21	
"	19-58	海賊 NO.1 [カイゾクナンバーワン] 7月号	株竹書房	02461-7	
"	19-59	別冊 本当にあったHな話 7月号	株ぶんか社	18135-7	

## ●佐賀県告示第三百二十二号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関（薬局）を次のとおり指定した。

平成十九年六月十一日

佐賀県知事 古川康

一 自立支援医療の種類	育成医療及び更生医療
二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日	
指定医療機関の名称	所 在 地
内川薬局神野店	佐賀市神野東四丁目一二番一〇号
アルナ薬局堀川店	佐賀市堀川町二番地
アルナ薬局北方店	武雄市北方町大字大崎一三一八番地一

## ●佐賀県告示第三百二十三号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関から同法第六十四条の規定により、次のとおり所在地の変更の届出があつた。

平成十九年六月十一日

佐賀県知事 古川康

指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
健和薬局	唐津市和多田用尺三八四一一番地一	平成一九・五・一
旧 唐津市和多田用尺三八四一一番地二	新 唐津市和多田用尺三八四一一番地一	平成一九・五・一

## ●佐賀県告示第三百二十五号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定する指定自立支援医療機関から同法第六十四条の規定により、次のとおり所在地の変更の届出があつた。

平成十九年六月十一日

佐賀県知事 古川康

指定医療機関の名称	所 在 地	変更年月日
健和薬局	唐津市和多田用尺三八四一一番一	平成一九・五・一
旧 唐津市和多田用尺三八四一一番一	新 唐津市和多田用尺三八四一一番一	平成一九・五・一

する指定自立支援医療機関（薬局）を次のとおり指定した。

平成十九年六月十一日

佐賀県知事 古川康

一 担当する医療の種類	精神通院
二 指定医療機関の名称、所在地及び指定年月日	
指定医療機関の名称	所 在 地
内川薬局神野店	佐賀市神野東四丁目一二番一〇号
辻薬局駅南店	唐津市新興町二九二二番地五
ヘルシー武雄薬局	武雄市武雄町大字昭和八番地八
今泉薬局三日月店	小城市三日月町久米九〇二番地四
江頭調剤薬局	杵島郡白石町大字築切八五一番地

## ●佐賀県告示第三百二十四号

障害者自立支援法（平成十七年法律第二百二十三号）第五十四条第二項に規定

する

## ○ 公 号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号。以下「法」という。）第30条に規定する職業訓練指導員試験（以下「試験」という。）を次のとおり行います。

平成19年6月11日

佐賀県知事 古川康

## 1 試験を実施する免許職種

## (1) 実技試験及び学科試験を実施する免許職種

自動車整備科

## (2) 学科試験（関連学科及び指導方法）を実施する免許職種（実技試験の免除を受けることができる者に限る。）

木工科

## (3) 学科試験（指導方法のみ）を実施する免許職種（実技試験及び学科試験（関連学科）の免除を受けることができる者に限る。）

上記(1)及び(2)以外の免許職種

## 2 試験の科目

## (1) 実技試験及び学科試験（関連学科）

免許職種 科目	実技試験の 科目		学科試験（関連学科）の科目				
	系基礎学科	専攻学科	木材加工法（木材乾燥法 木材加工用機械 木材 加工法）	組立法 仕上法 加飾 法 木工用機械 仕様及 び積算）	塗装法（塗装機器 塗装 法）	材料（木工用材料 接着 剤 仕上用材料）	
自動車整備科 自動車整備	自動車工学（自動車 内燃機関 シャシ 電気及び電子装置 車体 燃料及び潤滑油） 材料（自動車用材料） 安全衛生（安全管理 生管理） 関係法規（道路運送車両法）	自動車整備法（整備法 檢査法 整備及び検査機器）					

## 3 受験資格

## (1) 次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができます。

ア 法第44条第1項の規定による技能検定試験に合格した者

イ 長期課程の指導員訓練（法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号。以下「旧法」という。）第7条第2項の職業訓練大学校における職業訓練指導員の訓練で、訓練期間の基準が4年であるものを含む。）を修了した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの

ウ 免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後1年以上の実務の経験を有するもの

エ 免許職種に関し、普通課程の普通職業訓練（旧法の規定により行われた専門的な技能に関する職業訓練及び認定職業訓練を含む。）を修了した者で、その後2年以上の実務の経験を有するもの

オ 免許職種に関し、短期課程の普通職業訓練であつて総訓練時間が700時間以上のものを修了した者で、その後3年以上の実務の経験を有するもの

カ 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）

において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し1年以上の実務の経験を有するもの  
キ 学校教育法による短期大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し2年以上の実務の経験を有するもの  
ク 学校教育法による高等学校又は中等教育学校の後期課程において免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し3年以上の実務の経験を有するもの  
ケ 学校教育法による高等学校又は中等教育学校を卒業した者で、その後当該免許職種に関し5年以上の実務の経験を有するもの  
コ 学校教育法による専修学校又は各種学校(修業年限が2年以上で、中学校を卒業したこと若しくは中等教育学校の前期課程を修了したこと又はこれらと同等以上の学力を有することを入学資格とするものに限る。)のうち厚生労働大臣が指定するものにおいて免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関し4年(専修学校的専門課程において修業年限が2年のものを修めて卒業した者にあっては3年、修業年限が3年以上的ものを修めて卒業した者にあっては2年、専修学校の高等課程若しくは一般課程又は各種学校において修業年限が3年以上のものを修めて卒業した者にあっては3年)以上の実務の経験を有するもの  
サ 免許職種に関する学科を修めて卒業した者で、その後当該免許職種に関する学科を修めて卒業した者と同一の実務の経験を有すると認められる者  
ス 厚生労働大臣が別に定めるところによりアからシまでに掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者  
(2) (1)にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。

ア 成年被後見人又は被保佐人
イ 禁錮以上の刑に処せられた者
ウ 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
エ 試験の免除
オ 実技試験及び学科試験において、試験の全部又は一部の免除を受けることができる者は、次のとおりです。

免除を受けることができる者	免除の範囲
免許職種に關し、1級の技能検定又は単一等級の技能検定に合格した者	実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科
免許職種に關し、2級の技能検定に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員免許を受けた者	学科試験のうち指導方法及び関連学科の系基礎学科(当該免許職種に係る職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に關し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者	実技試験の全部
職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者	学科試験のうち指導方法
免許職種に關し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の系基礎学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科
免許職種に關し、職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の専攻学科
職業訓練指導員試験において学科試験のうち関連学科の専攻学科に合格した者	学科試験のうち関連学科の系基礎学科(当該職業訓練指導員試験に係る系基礎学科と同一の系基礎学科に限る。)
免許職種に關し、応用課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科

免許職種に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者	学科試験のうち関連学科	実技試験 15,800円 合計 18,900円
学校教育法による大学又は高等専門学校において免許職種に関する学科を修めて卒業した者	学科試験のうち関連学科	受験手数料に相当する額の佐賀県収入証紙を受験申請書に hari 付けてください。
厚生労働大臣が別に定める他の法令による免許又は資格を有する者	実技試験又は学科試験において、試験の全部又は一部	なお、受験申請書を受け付けた後は、いかなる理由があつても受験手数料の返還はできませんのでご注意ください。
5 試験の期日及び場所		
(1) 学科試験（全職種）		
平成19年9月5日（水曜日）		
佐賀県立産業技術学院（多久市多久町7183番地1）		
(2) 実技試験（自動車整備科）		
平成19年9月6日（木曜日）		
佐賀県立産業技術学院（多久市多久町7183番地1）		
6 受験申請の手続		
(1) 受験申請に必要な書類		
ア 職業訓練指導員試験受験申請書		
イ 履歴書（市販の用紙を使用し、写真をはり付けること。写真は申請前6ヶ月以内に撮影した正面上半身無帽無背景で縦4センチメートル横3センチメートル型とし、裏面に撮影年月日及び氏名を記入すること。）		
ウ 3の(2)のア及びイに該当しないことを証する書面		
エ 受験資格を証する書面		
オ 試験の免除を受けようとする者にあっては、免除資格に該当することを証する書面		
(2) 受験手数料		
受験手数料は、次に掲げる額とします。ただし、学科試験又は実技試験の全部免除を受ける場合は、当該試験の受験手数料は不要です。		
学科試験 3,100円		

- （3）受験申請書類の提出先
- 佐賀県農林水産商工本部雇用労働課職業能力開発担当（郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号）
- （4）受験申請書類の提出期限
- 平成19年7月2日（月曜日）から平成19年7月27日（金曜日）まで。  
なお、郵送による場合は、書留郵便とし、封筒の表に「職業訓練指導員試験受験申請書在中」と朱書きしてください。7月27日の消印のあるものまで受け付けます。
- （5）受験票
- 受験申請書を受け付けた後、受験票を本人あて送付します。
- 7 合格発表
- 合格者の受験番号を平成19年10月上旬に佐賀県公報に掲載するとともに、合格者のみに合格通知及び合格証書の交付をします。
- 8 試験結果の開示
- この試験の得点については、佐賀県個人情報保護条例（平成13年佐賀県条例第37号）第20条第1項の規定により、口頭で開示を請求することができます。受験者本人が受験票を持参のうえ、直接開示場所へおいでください。なお、電話での開示請求はできませんのでご注意ください。

開示請求 できる人	開示する内容	開示請求をすることが できる期間	開示請求をするこ とができる場所
受験者本人 のみ	学科試験得点（科目 別得点を含む。）及 び実技試験得点	合格発表の日から1か月間 (土曜日、日曜日及び国民 の祝日に関する法律(昭和 23年法律第178号)に規定 する休日を除き、8時30分 から17時15分まで)	農林水産商工本部 雇用労働課

## 9 その他

(1) 受験申請書及び試験案内は、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課においてお渡します。

なお、受験申請書及び試験案内の郵送を希望する場合は、あて先を明記のうえ140円切手をはった返信用封筒（定形外：A4用紙を収納できるサイズ）を同封して、「職業訓練指導員試験受験申請書請求」と朱書きして、

佐賀県農林水産商工本部雇用労働課に申し込んでください。

(2) 受験手続について不明な点は、佐賀県農林水産商工本部雇用労働課職業能力開発担当（電話0952-25-7310）に問い合わせてください。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成19年6月11日

佐賀県知事 古川 康

1 開発区域に含まれる地域の名称

三養基郡基山町大字園部字鈴町2631番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥栖市本島町1529番地3

埋金晴巳